

平成二十年十一月十四日提出  
質問第二四二号

定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する質問主意書

本年十月三十日、麻生太郎内閣総理大臣は新総合経済対策を発表した。その項目の一つである定額給付金制度について政府は、支給対象となる年間所得額の上限を千八百万円とする一方で、具体的な支給業務並びに実際に支給対象に所得限度を設けるか否かは各市町村に一任することを十一月十二日決定した。右を踏まえ、以下質問する。

- 一 定額給付金制度は、誰の発案によるものか。
- 二 自民党と連立政権を組む公明党により、定額減税案が提案されていたと承知するが、右の定額減税案の実現、実行はどの様になっているのか説明されたい。
- 三 定額給付金制度に関し麻生総理が最初に言及してから、その支給対象となる年間所得額に上限を設けるか否か、また設けるとするなら、それはいくらかについて、政府、閣僚内で多くの意見の相違が見られたと承知するが、右は定額給付金制度の詳細を詰めないまま、麻生総理が本年十月三十日に発表したことを示すものか。

四 政府が定額給付金制度の支給対象となる年間所得額の上限を千八百万円としたその根拠を示されたい。

五 政府が定額給付金制度の支給対象となる年間所得額の上限を千八百万円とした一方で、実際に年間所得額による支給制限をするか否かを各市町村に委ねることとしたのはなぜか。右は、各市町村には混乱を、各市町村の住民には不公平感をもたらすことになるのではないか。

六 政府が定額給付金制度の具体的業務を各市町村に委ねることとしたのはなぜか。右は、各市町村に煩雑な事務を丸投げしたことに他ならないのではないか。

七 政府が定額給付金制度の支給対象に、年間所得額による支給制限をするか否かの判断と、支給に際しての具体的業務を各市町村に委ねることを決めて以降、各市町村の間には、困惑と不満、不安が広まっていると思料するが、政府の見解如何。

八 給付金を受けることにより、ある一定以上の所得のある人にとっては増税となる可能性もあり、そうなつては元の木阿弥であると考えるが、右に対する政府の見解如何。

九 定額給付金制度により、具体的にどの程度の経済効果を得られると政府は考えているか。その具体的な試算額を明らかにされたい。

十 政府は定額給付金制度を実際にいつから始める考えているのか説明されたい。

右質問する。